

令和5年5月8日

保護者各位

折尾愛真中学校・高等学校
校長 増田 仰

新型コロナウイルス感染症の出席停止期間の変更について（お知らせ）

新緑の候、保護者の皆様には益々ご健勝のことと拝察いたします。平素から、本校の教育活動に対しましてご支援、ご協力をいただき心より感謝申し上げます。

さて、標記の件につきまして、学校保健安全法施行規則の一部を改正し、令和5年5月8日より施行されることとなりました。そのことを受けまして、本校における現在の新型コロナウイルス感染症の出席停止の取り扱いは令和5年5月7日までとします。また、令和5年5月8日以降の新型コロナウイルス感染症に関する生徒の出席停止期間の変更については、下記の通り取り扱いますのでご理解とご協力をお願いいたします。

記

- (1) 本人が、新型コロナウイルス感染症に罹患した場合、出席停止となります。
(出席停止期間)
 - ・発症日を0日として5日間経過し、かつ症状が軽快後24時間経過するまで。(出席停止解除後について)
 - ・発症から10日間を経過するまでは、マスクの着用を推奨します。

※罹患した証明書は必要ありませんが、罹患報告書（保護者記入）の提出をお願いします。

- (2) 本人が、濃厚接触者になった場合、(5/8以降濃厚接触者の概念がなくなります。) 家族がPCR検査を受ける場合、家族に罹患者がいる場合など本人が健康であれば、登校可能です。出席停止にはなりません。
- (3) 1学期においては、発熱、咳の症状などがあり、受診した場合は、受診したことがわかる領収書や薬剤明細書を担任へ提出すると、出席停止の取り扱いになることがありますので、まずは学校へご相談ください。

以上